

市第 181 号議案

横浜市中心卸売市場業務条例の一部改正

横浜市中心卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年 2 月 10 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市中心卸売市場業務条例の一部を改正する条例

横浜市中心卸売市場業務条例（昭和47年 3 月横浜市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第42条第 6 項第 2 号を次のように改める。

- (2) 当該取引に係る物品の引渡年月日、商品名（食肉にあつては、品種及び部位を含む。）、出荷者の氏名又は名称（加工者を経て出荷される食肉にあつては、当該加工者の氏名又は名称を含む。）、卸売の数量、水産物及び食肉を除く物品にあつてはその等階級、荷姿、量目その他公正な価格形成を確保するために必要となる事項で規則で定めるものが提供されることが確実であること。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提 案 理 由

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部改正に伴い、電子情報処理組織を使用する取引その他の情報通信の技術を利用する取引の承認の要件に関し所要の整備を図るため、横浜市

市第 181 号

中央卸売市場業務条例の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市中央卸売市場業務条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（市場外にある物品の卸売の禁止）

第 42 条 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 第 1 項第 3 号の規定による承認は、当該申請に係る取引が次の各号に掲げる要件に該当する場合に行うものとする。

（第 1 号省略）

(2) 当該取引に係る物品の引渡年月日、商品名（食肉にあつては当該取引に係る情報として、次に掲げる事項が提供されること、品種及び部位を含む。）、出荷者の氏名又は名称（加工者を経由して出荷される食肉にあつては、当該加工者の氏名又は名称を含む。）、卸売の数量、水産物及び食肉を除く物品にあつてはその等階級、荷姿、量目その他公正な価格形成を確保するために必要となる事項で規則で定めるものが提供されることが確実に

ア 当該取引に係る物品の引渡年月日、商品名（食肉にあつては、品種及び部位を含む。）、出荷者の氏名又は名称（加工者を経由して出荷される食肉にあつては、当該加工者の氏名又は名称を含む。）、卸売の数量、水産物及び食肉を除く物品にあつてはその等階級、荷姿、量目その他公正な価格形成を確保するために必要となる事項で規則で定めるもの

イ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 19 条の 13 第 1 項又は第 2 項の規定による基準が定められている生鮮食料品等については、同条第 1 項第 1 号に掲げる事項のうち規則で定めるもの

市第 181 号

(第 3 号 から 第 5 号 まで 省略)